

老人福祉センターの次期指定管理者公募の概要について

1 趣旨等

老人福祉センターの第2期指定管理期間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）が終了することに伴い、該当する18施設について指定管理者の選定（公募）を実施します。

指定管理者の選定に関する事項は各区の選定委員会での審議事項ですが、政策局作成の「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」等を踏まえ、基本的な事項については考え方の統一を図って進めていきます。

2 第3期指定管理者公募（平成28年4月1日～平成33年3月31日）の主な見直し項目

(1) 利用促進につながる提案を促す公募要項について

市内18か所の老人福祉センターには年間約142万人（延べ人数[平成25年度実績]）が来館していますが、来館者数は年々減少傾向にあります。

第3期指定管理者の選定では、多世代交流を促進する取組や地域活動と連携した自主企画事業の実施など、より柔軟な提案ができる公募要項としていくことで老人福祉センターの利用促進を図り、活力ある超高齢社会を築いていきます。

(2) 老人福祉センターに設置している浴室の対応について

昭和40年代から50年代に設置した浴室については、設備の老朽化が進行しており、設備の維持・運営には多くの課題が生じています。

厳しい財政状況のもとでの施策の選択と集中が求められるなか、第4期指定管理（平成33年4月1日～）に向けて、その役割や設置目的、効率的な運営手法などを含めた浴室設備のあり方を検討していきます。

3 今後のスケジュール（予定）

平成27年4月～ 各区において、第3期指定管理者の公募を順次開始

平成27年12月 第4回市会定例会に指定議案を提出

平成28年4月～ 第3期指定管理期間の開始
(浴室設備のあり方を検討)

平成33年4月～ 第4期指定管理期間の開始